令和９・１０年度入札参加資格審査申請書の受付について

１．受付期間

令和８年１２月１日（火）～令和９年１月２９日（金）

２．受付区分

①建設工事‥‥建設業法第２条第１項に規定する建設工事

②測量・建設コンサルタント等‥‥測量・地質調査・建設コンサルタント等

③物品製造等‥‥物品製造・販売・役務の提供等

３．資格有効期限

令和９年４月１日～令和１１年３月３１日まで

４．提出書類

受付開始日までに東通村ホームページ（http：//www.vill.higashidoori.lg.jp）に掲載します。

申請書の様式等について、ダウンロードの上、申請してください。

※トップページ＞**事業者の方へ**＞**入札・契約**　の順に進んでください。

５．提出方法

郵送、持参どちらでも可。

ただし、郵便での提出の場合、１月２９日まで消印のあるものが有効。

持参の場合は、土、日、祝祭日を除く午前８時３０分から午後４時３０分まで

①Ａ４版ファイルに綴じて提出してください（色の指定はありません）。

②ファイルの表紙及び背表紙に「商号又は名称」、「受付区分（①～③）」を記入してください。

６．提出先・問合せ先

東通村役場　防災安全課　防災安全グループ

〒０３９－４２９２　青森県下北郡東通村大字砂子又字沢内５番地３４

☎０１７５－３３－２２６２

犯罪被害者月間が始まります

毎年１１月１日から１２月１日は「犯罪被害者月間」です。

令和８年３月１７日に閣議決定された第５次犯罪被害者等基本計画において、犯罪被害者等支援に関する国民の理解を増進するため、犯罪被害者週間が月間化されました。

集中的な広報啓発活動を展開することにより、国民の犯罪被害者等支援に関する理解の増進を図るとともに、社会全体で犯罪被害者等を支える気運を一層醸成することを目的としています。

犯罪被害者等の方々が、受けた被害から立ち直り、再び平穏な生活へと戻るためには、皆さんの理解と配慮、それに基づく協力が不可欠です。

この機会に、犯罪被害者等の方々が抱える問題への理解を深め、お互いに支えあう社会づくりを進めていきましょう。

【問合せ先】

東通村防災安全課　☎０１７５－３３－２２６２